

オープンカウンター方式による見積依頼の公示

令和7年11月4日

支出負担行為担当官

金沢地方検察庁検事正 佐久間 進

下記のとおりオープンカウンター方式による見積合わせに付します。

記

1 オープンカウンター方式による見積合わせに付する事項

- (1) 件 名 金沢法務合同庁舎外壁修繕工事請負契約
- (2) 内 容 交付する仕様書のとおり
- (3) 契約期間 交付する仕様書のとおり
- (4) 履行場所 交付する仕様書のとおり

2 オープンカウンター方式による見積合わせに参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同令第70条中、特別の理由がある場合に該当する。

- (2) 次の各号のいずれかに該当する者であること。

ア 令和07・08・09年度法務省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の営業品目「建物管理等各種保守管理業務」又は「その他」においてD等級以上に格付けされ、東海・北陸地域の競争参加資格を有する者

イ 法務省の令和7・8年度における一般競争参加者の資格（建築工事業）の認定を受けている者

ウ 金沢地方検察庁が作成する随意契約登録者名簿に記載された者

- 3 次の各号のいずれにも該当しない者であること。

ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に

実質的に関与している者をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)である者

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

カ 暴力的な要求行為を行う者

キ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者

ク 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者

ケ 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者

コ その他前各号に準ずる行為を行う者

3 契約条項を示す場所及び問合せ先

〒920-0912 石川県金沢市大手町6番15号

担 当：金沢地方検察庁事務局会計課国有財産係

電 話：076-221-3652 (直通)

メール：ppo26-kaikeika.hn9@i.moj.go.jp

4 オープンカウンター方式による見積合わせ実施要領の交付期間及び交付場所

(1) 交付期間

令和7年11月4日(火)から同月14日(金)まで(土、日及び祝日を除く。)の午前9時から午後5時まで

(2) 交付場所

上記3のとおり

なお、メールによる交付を希望する場合は、上記３宛てに以下の内容を記載したメールを送付するとともに、担当者に受信確認を行うこと。

ア 氏名（法人の場合は、その名称又は商号）

イ 住所

ウ 担当者氏名

エ 担当者連絡先

5 提出書類の受領期限及び提出場所

(1) 受領期限

令和７年１１月１４日（金）午後５時必着

(2) 提出場所

上記３のとおり

メールによる提出の場合は、提出後、担当者に受信確認を行うこと。

6 見積書の受領期限及び提出場所

(1) 受領期限

令和７年１１月１９日（水）午後３時必着

(2) 提出場所

上記３のとおり

メールによる提出の場合は、提出後、担当者に受信確認を行うこと。

7 見積合わせ日時

令和７年１１月１９日（水）午後４時 （参加者の立会いは不要）

8 見積書に記載する見積価格

見積書に記載する見積価格は、総価で記載し、消費税及び地方消費税を含めた合計金額を記載すること（１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）。

9 見積りの無効

本公示に示した参加資格のない者が提出した見積り及び見積りに関する条件に違反した見積りは無効とする。

10 契約保証金の納付

免除する。

11 契約書又は請書の作成の可否

請書の作成を要する。

12 その他

詳細は、オープンカウンター方式による見積合わせ実施要領による。